

伊豆市契約事務取扱規程

制定 平成19年3月27日 伊豆市訓令第4号
改正 平成20年3月31日 伊豆市訓令第5号
改正 平成20年8月14日 伊豆市訓令第11号
改正 平成26年3月26日 伊豆市訓令第3号
改正 平成29年9月29日 伊豆市訓令第15号

伊豆市契約事務取扱規程（平成16年伊豆市訓令第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、伊豆市の契約（工事、業務委託、物品等を含む。）に関する事務について共通する事務の取扱いを明記し、事務の効率化を図ることを目的とする。

（実施計画の承認）

第2条 発注担当課は、契約を伴う事業を実施する場合は実施計画の承認を受けるものとし、実施計画の承認の決裁は次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、設計価格が10万円未満のもの又は軽易なものは実施計画の承認を省略できるものとする。

- (1) 仕様書及び特記仕様書
- (2) 設計書及び図書
- (3) 指名業者選定案（指名競争入札の場合）
- (4) 入札公告案（制限付き一般競争入札の場合）
- (5) 随意契約理由書（随意契約の場合）

（実施計画の取扱）

第3条 実施計画承認の専決区分は、次のように区分する。

- (1) 設計価格が50万円未満（工事請負にあつては300万円未満）のものの実施計画については、担当課長専決とする。
 - (2) 設計価格が500万円未満（工事請負にあつては1,000万円未満）のものの実施計画については、担当部長専決とする。
 - (3) 設計価格が2,000万円未満（工事請負にあつては5,000万円未満）のものの実施計画については、副市長専決とする。
- 2 長期継続契約においては、契約期間中の総額、単価契約においては、予定数量を乗じた予定総額をもって区分する。

（見積の場合の取扱）

第4条 発注担当者は、設計価格が10万円以上の契約について、見積書の徴収を行ったときは、契約締結の伺いを実施計画承認の伺い及び見積書を添付して決裁を受けるものとする。この場合において、原則、2者以上の見積書を徴収するものとする。

（入札の場合の取扱）

第5条 入札事務は、契約事務担当が行う。

- 2 発注担当課は、入札により契約を実施しようとする場合は、実施計画の承認と同時に、指名業者選定案又は入札公告案を契約の事務を担当する課長（以下「契約課長」という。）に提出するものとする。
- 3 契約課長は、指名競争入札の場合、発注担当課から提出された指名業者選定案を伊豆市建設工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に提出する。制限付き一般競争入札の場合、発注担当課から提出された入札公告案をもとに、入札参加資格委員会に提出する。

（入札執行の決定）

第6条 入札執行の決定については、予算執行に係る実施計画書の承認同等の決裁をもって行うものとする。

（入札執行通知）

第7条 入札執行通知は、入札日前10日までに入札参加者に通知するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、制限付き一般競争入札については、入札日前3日までに通知する入札参加資格確認結果通知書をもって代えるものとする。

(入札参加の辞退)

第8条 入札の通知を受けた者が、入札参加を辞退しようとするときは、別に定める入札辞退届を提出させること。この場合において、以後の指名等について何ら不利益な取扱いをしてはならない。

2 入札辞退届の提出期限は、入札日の前日(郵送の場合は入札日の前日までに到達したものに限り。)とする。ただし、電子入札による場合は、電子入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

3 指名競争入札において、入札に参加しようとする者が、1人となったときは、当該入札執行は行わないものとする。

(入札回数)

第9条 入札回数は、2回を限度とする。

(開札)

第10条 開札は、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。ただし、電子入札又は郵便入札による場合は、この限りでない。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

3 指名競争入札において、入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札執行は行わないものとする。この場合において、入札書は開封しないで入札書を投入した者に返却する。ただし、電子入札による場合は、入札した者が1人の場合、開札しない。

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(協議による随意契約)

第12条 再度入札で落札者がいない場合で、入札執行者が随時契約が可能であると判断した場合は、入札執行者と最低価格の入札者との間で協議し、予定価格に達した場合に契約を締結することができるものとする。

(再度入札の辞退)

第13条 再度入札において、入札参加を辞退しようとする者がいるときは、入札辞退届又は入札辞退の旨を明記した入札書を入札箱に投入させる。この場合において、入札辞退届又は入札辞退の旨を明記した入札書は封筒に入れなくて、そのまま入札箱に投入させる。ただし、電子入札による場合は、再度入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

(指名替え)

第14条 指名競争入札において、次に掲げる場合は、改めて指名委員会に諮り、指名替を行うものとする。

(1) 入札に参加しようとする者がいない場合

(2) 入札箱に入札書の投入がなかった場合

(3) 第12条により入札執行者が随意契約が不可能と判断した場合及び最低価格の入札者との協議が不調であった場合(別の業者と条件を変更しないで契約できる場合を除く。)

(追加指名)

第15条 指名競争入札において、入札に参加しようとする者又は入札箱に入札書を投入した者が1人のため、入札を不執行とした場合は、改めて指名委員会に諮り、追加指名を行うものとする。

(契約書の締結)

第16条 随意契約については、契約事務を発注担当課において行うものとする。

2 伊豆市契約事務規則(平成16年伊豆市規則第51号)第42条に基づく随意契約以外の理由により随意契約を行う場合にあっては、契約事務担当と協議後契約の締結を行うものとする。

(支出負担行為の決議)

第17条 事業執行者は、契約書の締結をしたときは、直ちに支出負担行為伺いを起票し、決裁を受けるものとする。請書を徴収したときも同様とする。

(市長への報告)

第18条 部長は、契約のうち重要な案件については、これを市長に報告する。

附 則

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 伊豆市入札事務取扱要領(平成16年伊豆市訓令第22号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日伊豆市訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月14日伊豆市訓令第11号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年3月26日伊豆市訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日伊豆市訓令第15号)

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。